



高齢者支援室だより 高齢者日常生活用具給付事業について

問い合わせ 介護高齢課高齢者支援室 ☎53-2111 (内線3420) 記事ID 0034508

高齢者日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者などを対象に、火災警報器などの日常生活用具を給付します。

【対象】

おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、心身の状況などにより、防火などへの配慮や安否確認が必要な高齢者。
※「おおむね65歳以上」とは、今年度中に65歳を迎えられる人も含みます



【用具の種目、性能および基準額】

種目	性能	基準額
電磁調理器	・電磁による調理器であって、高齢者でも容易に使用できるもの。	41,000円
火災警報器	・屋内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し知らせるもの。	15,500円
自動消火器	・室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火するもの。	28,700円
緊急通報装置	・屋内に設置し、緊急時に装置のボタンを押すことにより、家族などの登録者に緊急事態を通報し知らせるもの。	55,000円

※基準額には、用具の設置などに係る費用も含まれます

【利用者負担額】

用具の種目ごとに定められた基準額内においては、下記のとおり、対象者世帯の市民税の課税状況などにより利用者負担額が異なります。

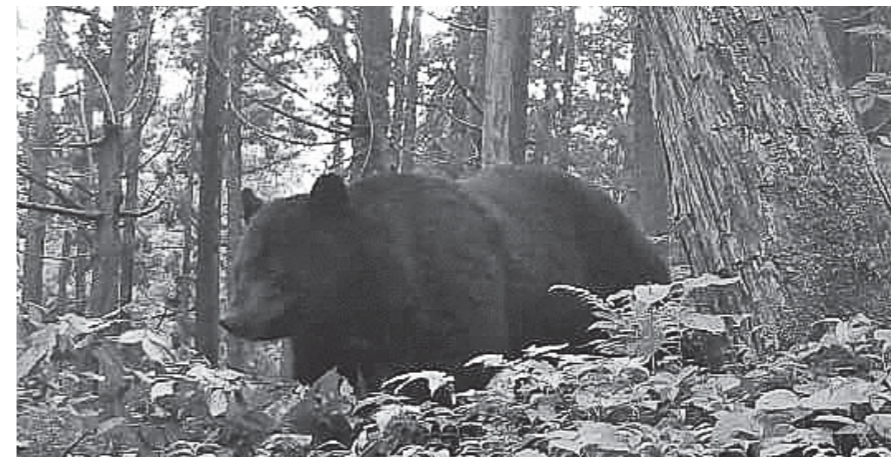
その他、基準額を超えた費用がある場合、その超えた費用については利用者の負担となります。

利用者世帯の階層区分	利用者負担額
生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯	0円
市民税の所得割額が10,000円以下の世帯	10,000円
その他の世帯	全額 (事業の対象外)

【申請方法】

用具の購入を検討しているお店（業者）に費用の見積もりをもらい、申請書に見積書を添付のうえ申請してください。（用具の購入前に申請が必要です）

申請や利用のご相談については、市役所本庁介護高齢課または支所地域振興課地域福祉室までご連絡ください。



クマの出没に「注意を」

問い合わせ 環境課生活環境室 ☎53・2111 (内線3311) 記事ID 0055866

市内では近年、クマによる人身被害が発生しています。春から秋にかけてクマは食べ物を求めて活発に活動します。野外で活動する際は被害に遭わないよう注意しましょう。今号ではクマによる人身被害を避けるために注意すること、クマに出会ってしまった際の対処法などをお知らせします。

これまでの被害の共通点

- ・早朝や夕方に発生。
- ・1人で農作業や山菜取りをしていた。
- ・鈴など、音の出るものを携行していなかった。
- ・クマの食べ物や、隠れる場所が近くにあった。

クマに出会わないようにするために

- ・ラジオや鈴などを携行し、クマに自分の存在を知らせましょう。
- ・複数人での行動を心がけましょう。
- ・早朝や夕方はクマの活動が活発になるためこの時間帯に山に入ることは避けましょう。
- ・クマの足跡や糞を見つけたらすぐ引き返しましょう。
- ・子クマを見かけた場合、近くに母クマがいる可能性が高いため決して近

- ・クマの餌になる生ごみなどは持ち帰りましょう。
- ・防災メールなどで出没情報の収集に努め、危険な箇所には近づかないようしましょう。

クマに出会ってしまったら

走って逃げたり、大声を出したりすると、クマが驚いて攻撃してくる危険性があります。落ち着いて、クマに背を向けずにゆっくりその場から離れましょう。

万が一、クマが自分に向かってきたら頭や首を両手で守ってつまずくまんなどの防御姿勢をとってください。



これまでのクマの出没情報について

市ホームページ
クマに加え、イノシシやニホンザルの出没情報も公開しています。



県ホームページ



クマを人里に寄せ付けないために

クマは雑食性です。生ごみの処理は適切に行ってください。特に果樹園を運営している場合、収穫後の放置果実は適切に除去しましょう。

クマを目撃したら

市役所、もしくは村上警察署までご連絡ください。

■環境課生活環境室
☎53・2111 (内線3311)
■村上警察署
☎52・0110